

電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令案及び 情報通信ネットワーク安全・信頼性基準の一部を改正する告示案 [概要]

1. 電気通信事業法施行規則(昭和 60 年郵政省令第 25 号)の一部改正

【改正規定】

第 27 条の5第1項

【改正概要】

通信ネットワークのソフトウェア化・仮想化の進展を踏まえ、電気通信事業者が事業用電気通信設備の技術基準適合自己確認の届出を行う設備構成図及び技術基準への適合性に関する説明書について、従来のハードウェアを中心とする内容に加えて、ソフトウェアが制御することにより仮想化した機能の論理的な構成図及び仮想化技術の特性を利用した対策等に関する説明書を含めることとする。

【施行期日】

公布の日から施行する。

2. 情報通信ネットワーク安全・信頼性基準(昭和 62 年郵政省告示第 73 号)の一部改正

【改正規定】

- ・別表第1 設備等基準 第1. 設備基準 1. 一般基準(9)ソフトウェアの信頼性向上対策
- ・別表第2 管理基準 第3. 方法 1. 平常時の取組(7)ソフトウェアの信頼性確保

【改正概要】

通信ネットワークにおけるソフトウェアの役割の高まりや平成 30 年 12 月に発生した携帯電話サービスにおけるソフトウェアに起因する重大事故を踏まえ、電気通信設備に係るソフトウェアの信頼性向上に向けた電気通信事業者の取組を推奨するため、以下の事項を追加することとする。

- 交換機の制御等に用いられる重要なソフトウェアについては、復元できるよう複数世代のものを保管すること
- 交換機の制御等に用いられる重要なソフトウェアについては、機器等の製造・販売を行う者等関係者との契約書等において、サービスの提供の継続に重要と考えられる有効期限等の情報を確認できることを明示すること
- ソフトウェアに有効期限が設定されている場合は、電気通信事業者が自ら又は機器等の製造・販売を行う者等関係者との契約等を通じて、確実に管理すること

【施行期日】

公布の日から施行する。